

令和4年度第1回奈良県人権施策協議会 議事録要旨

1 開催日時

令和4年8月1日（月） 14:00～16:30

2 開催場所

奈良県人権センター 大研修室
奈良市大安寺1-23-1

3 出席者

委員：野口副会長、阿古委員、岡下委員、佐々木委員、須藤委員、千原委員、北條委員、松岡委員、松田委員、村上委員

事務局：舟木文化・教育・くらし創造部長、水谷文化・教育・くらし創造部次長、勝井人権施策課長、西村人権施策課課長補佐、大橋人権・地域教育課長、竹田人権・地域教育課課長補佐、森田防災統括室長補佐、岡山消防救急課係長、中島行政・人材マネジメント課長、中野人事課長、山田青少年・社会活動推進課課長補佐、曾田女性活躍推進課長補佐、堀内こども家庭課長、吉岡地域福祉課長、森本障害福祉課長、南地地域産業課長、山田地域産業課主査、高橋雇用政策課係長、今井外国人・人材活用推進室係長、川本住まいまちづくり課長補佐、阪本建築安全推進課長補佐、岡田特別支援教育推進室長、森本教育研究所部長、萬谷警察本部特命参事官

4 議題

- (1) 奈良県人権施策協議会会長及び副会長の選任について
- (2) 令和3年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について
- (3) 令和4年度奈良県人権施策協議会部会の設置について
- (4) 奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画について
- (5) その他

※配付資料

令和4年度第1回奈良県人権施策協議会 出席者名簿、配席図

奈良県人権施策協議会委員名簿

奈良県人権施策協議会規則

資料1. 奈良県人権施策協議会〔3部会〕の取り組みについて

資料2. 令和3年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について

資料3. 令和4年度「奈良県人権施策協議会」部会の設置について（案）

資料4. 各課の主要事業実施状況報告書について

資料5. 奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画

（2022（令和4）年度版）

資料6. 今後のスケジュール（案）

- 参考資料 ・「奈良県人権施策に関する基本計画」本編、別冊資料編
・「人権に関する県民意識調査結果報告書」

5 議事内容

勝井人権施策課長（司会）

- ・令和4年度第1回奈良県人権施策協議会を開催する。
- ・寺澤会長へ黙祷

舟木文化・教育・くらし創造部長 挨拶

勝井人権施策課長

- ・資料確認。
- ・議題（1）「奈良県人権施策協議会会長及び副会長の選任について」、「奈良県人権施策協議会規則」により委員の互選により会長、副会長を定めることとなっている。皆様いかがでしょうか。

須藤委員

- ・これまで当議会の運営にご尽力いただき、また奈良県で様々な活動をされている村上委員に会長を、野口委員には副会長にご就任いただければと思う。

（各委員から賛同）

勝井人権施策課長

- ・委員の皆様からご賛同いただきましたので村上委員に会長を、野口委員に副会長をお願いする。
- ・村上会長より会長就任のご挨拶をいただきたい。

村上会長 挨拶

勝井人権施策課長

- ・続いて野口副会長より副会長就任のご挨拶をいただきたい。

野口副会長 挨拶

勝井人権施策課長

- ・これ以降の議事進行については、村上会長にお願いする。

村上会長

- ・議題（2）「令和2年度奈良県人権施策協議会部会からの報告について」、まず、これまでの3部会の取組について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局（勝井人権施策課長）

- ・資料1により説明。

村上会長

- ・次に、各部会長からご報告をお願いしたい。

須藤委員（部会長）

- ・「部落差別の解消」部会からの報告について、資料2－1により報告。

村上委員（部会長）

- ・「性的マイノリティの人権」部会からの報告について、資料2－2により報告。

千原委員（部会長）

- ・「生活困窮にある人の人権」部会からの報告について、資料2－3により報告。

村上会長

- ・次に、関係各課から主要な取組について、報告をお願いしたい。

関係各課

- ・部会ごとに、関係各課から、資料2－1～2－3により報告。

村上会長

- ・ただいまの報告等について、委員の皆様からご意見があればお願いする。

○県営住宅への入居条件について

佐々木委員

- ・性的マイノリティの人権に関することで意見と質問をさせていただく。県営住宅の入居についてパートナーシップ宣誓制度の証明があれば入居可能とのこと。
- ・この問題に関しては国が同性婚を認めるのを待っていては前に進めない。住民サービスの提供という点で基礎自治体が、同性パートナーであっても夫婦として生計を共にしていれば、県営住宅への入居を認める方向へ舵をとっていかなければならないと考える。
- ・パートナーシップ関係であることが証明できれば入居できるとのことであるが、まだ奈良県内でパートナーシップ宣誓制度を取り入れているのは4市のみで、なかなか広がらないようである。
- ・そこで他の仕組み、例えば事実婚でかつ同居していない関係の方々が、自分たちが実質的な夫婦であることを証明するために、任意後見契約と公正証書遺言で宣言をしているという例がある。法的には、何かあったときに、その方が遺産の管理にしても、身の回りのお世話にしても、死後のお世話にしても、できるというような関係性を作っておいて、その内容でもって何らかの契約をおこなうということをしてきたカップルもおられた。ある意味パートナーシップ宣言より、強力な法的効果がある。そういったものがあれば、県営住宅の入居を認めていただくという形もあり得るのではないかと考えますがいかがでしょうか。

→（住まいまちづくり課）

- ・県営住宅に入居するには、まず条例や規則があり、そこで親族要件が条例に記載されている。そういったこともあってやはり、何かしら明確にしないといけない。
- ・そこでまず、市町村の認めるパートナーシップの証明を条件として認める方向ですすめている。今後については、先生が話されたようにいろいろな制度があり、確かに公的な機関からの証明ということであれば、それも一つとして考え得るのではないかと思う。それ以外にも個別にどういった対応ができるのか、引き続き検討を行っていききたい。

佐々木委員

- ・まだ広がっているとはいえない制度だと思うが、任意後見にしても遺言にしても公正証書という形で役場が発行する書類であるし、その中で事実婚関係であるという宣言もいれることができる。かつ、パートナーシップ宣言は、あくまでも市町村が聞き取りによって証明を出しているだけで財産関係については何も決まっていない。片方が亡くなられた時にはもう片方に権限があるのか、等の問題があるが、任意後見と公正証書遺言であれば、そのあたりがクリアになるという点でより強力であると考ええる。また公正証書であるため、そういった市町村の制度がなくとも自由に設定することができるという点で有用ではないか考える。是非参考にしていきたい。

松岡委員

- ・今お話があった県営住宅について。他府県から引っ越してきたとき、元の市町村で発行された証明書は効力がなくなる、また返却を求められることになるかと第3回部会でお聞きしたが、そういった他府県から引っ越してこられた方々にはどのように対応されるのか。

→（住まいまちづくり課）

- ・他の自治体でパートナーシップ関係を認められた方に関しては、全ての市町村でそのような対応を行っているのかは定かではないが我々で調べたところ、その自治体を出ると証明の効力を失うこととなっているため、現時点では他の市町村の証明書でもって県営住宅の入居を認めることは難しい。

○スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置について

千原委員

- ・「性的マイノリティの人権」、「生活困窮にある人の人権」の両部会でスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの増員という提言があった。現在中学校全校に配置していただいているとのことだが、この時間を増やす計画があるかおたずねしたい。

→（教育研究所）

- ・学校からのニーズがあることは承知している。今回も様々な工夫をして、スクリーニング会議への参加や予算措置をとらせていただいた。これからはいろいろなことを検討してすすめられたらと考えている。

千原委員

- ・例えば、名古屋市ではスクールカウンセラーが全中学校に週5日常勤講師として、入っている。そこまでの取組を行っている自治体は少ないものの、近隣の大阪市や京都市では、週1日8時間で毎週入っている。
- ・奈良県は隔週で1回6時間。経験上、700～800人規模の中学校であれば、隔週6時間ではとても対応しきれない。是非拡充をお願いしたい。また特に生活困窮に関しては、コロナ禍で福祉的な対応も求められている。
- ・スクールカウンセラーのみならず、むしろ、スクールソーシャルワーカーの増員をお願いしたい。

村上会長

- ・ありがとうございました。
- ・それではこの3部会での協議会は1区切りとさせていただく。なお3部会で協議した項目については、今年度以降も引き続き、人権施策協議会で進捗の報告を求めていく。
- ・続いて、議題（3）「令和4年度奈良県人権施策協議会部会の設置」について、事務局より説明をお願いします。

西村課長補佐

- ・資料3及び資料6について説明。

村上会長

- ・事務局から部会を設置する重点テーマとして

1. インターネットによる人権侵害
2. 犯罪被害者等の人権

の2つをテーマとしたいと提案があったが、皆様いかがか。

○コロナ関係の人権についても議論できないか

阿古委員

- ・「インターネットによる人権」と「犯罪被害者等の人権」に関する部会を開くことに異議はない。
- ・しかし、その上でやはりコロナウイルス感染拡大による影響の問題が気になる。死者数という観点で比較すると、全世界でのコロナウイルスによる被害は、東日本大震災の700倍以上にもなる。それほどの大災害なのである。コロナウイルスの感染拡大が始まり現在に至るまでに3年を要している。その間に与えた各産業への影響、経済的な影響、個人の生活に対する影響、子どもたちが受けた影響等、幅広く影響が出てくると考えている。
- ・このようななか、行政はコロナウイルスによる影響の復興作業において、全ての分野の対応を迫られているので、コロナ関係の人権に関する議論も、それぞれの分野で含めてほしい。

村上会長

- ・具体的な対象はイメージされているか。

阿古委員

- ・具体的には後遺症に悩まされる人、生活困窮にある人の人権についての対応。
例えば、生活支援について、支援を急速に中断すると企業にも個人にも大きな被害が及んでしまう。

事務局

- ・事務局としては、来年度の部会のテーマは「インターネットによる人権」、「犯罪被害者等の人権」の二つとしてほしい。その上で部会の中で柔軟にコロナウイルスによる影響に関する議論も行ってもらえればと考えている。

阿古委員

- ・その考え方に賛成する。一種の考え方として伝えることができればと思った。
ベースはこの2テーマで、その中で触れていただければいいと思う。

○「犯罪被害者等の人権」で犯罪者の家族のことについても議論できないか

野口委員

- ・二つの部会案に異議はない。
- ・しかし犯罪被害者等の人権における、「等」の部分の含みについて、「加害者家族」の人権を議論のテーマに加えてほしい。

北條委員

- ・犯罪被害者等の支援については、奈良県でも条例があり、犯罪被害者等の「等」は被害者家族、遺族を指している。
- ・加害者家族が辛い思いをされていることは確かに問題となっている。しかし、この部会において被害者の問題と加害者の問題を合わせて議論することは、被害者からよく思われない。議論を行うなら別の部会に分けるべきである。

野口委員

- ・被害者の方の感情はよく分かる。しかし人権問題という観点から言えば、感情の点での配慮は必要であるが、被害者と加害者家族、そこに差異をつけるのはおかしい。二つの視点はどちらも重要であるため、併せて議論を行っていただきたい。

北條委員

- ・加害者家族に対する配慮を行ってしまうと、その時点で被害者の方に対する二次被害となってしまう。被害者の方々はその点において敏感である。
- ・加害者家族に関して論じるならば、新たな部会を設けるべきである。

松岡委員

- ・加害者と加害者家族は別というわけにはいかないのか。

北條委員

- ・もしも自分が被害者となったときに、そのように思えるかどうか。

- ・犯罪被害者の人権に限らず様々な人権問題において、他人事ではなく自分事として考えることが重要である。
- ・同じ場で被害者と加害者家族について論じてしまえば、被害者からバッシングを受けることになると思われる。

松田委員

- ・県の立場として、犯罪被害者等に加害者家族は含まれているのか。

事務局

- ・部会案は、県の定める基本計画の（人権課題の）17分野の中から選んでいる。
- ・犯罪被害者「等」の定義に、加害者家族は含まれない。加害者家族について論じるならば、17分野のうちの一つである「刑を終えて出所した人の人権」のなかで論じられればと思う。

野口委員

- ・基本的には加害者家族の問題も議論の中に含めてほしい。しかし限られた時間の中で議論を行う都合上、実際に扱う問題の内容については、部会の委員の中で決めていただきたい。議論の中に余裕があるのならば、加害者家族についても論じていただきたい。

北條委員

- ・被害者の問題と加害者の問題を同時に扱うのは利益相反行為である。もし議論するのなら、場を分けるべき。
- ・また犯罪加害者の家族についての問題は、国もまだ調査を行っていない分野でもあり、議論の前に調査を慎重に行う必要がある。

千原委員

- ・北條委員の意見に賛成する。野口委員の観点は、非常に重要で議論を進めるべき課題である。しかしながら、犯罪被害者の方々は非常にデリケートであり、県が加害者の人権について議論していることを聞くだけで調子を崩されてしまうこともある。人権的配慮を行うべきである。

村上会長

- ・「犯罪被害者等の人権」に、加害者家族は含めずに議論を進めることとしたいが、いかがか。

野口委員

- ・被害者等の人権と加害者家族の問題を同じ場で議論する危険性は理解できる。しかし加害者家族は、あくまで加害者ではなく加害者「家族」である。
- ・日本において、加害者家族は連帯責任を負うべきだという考えが強いが、その論理に従ってしまってもよいのか、議論を行うべきである。

- ・しかし、意見が分かれてしまうようなので、詳しい内容の検討は部会内で行っていただきたい。

村上会長

- ・それではこの2つの部会を設置することとする。
- ・次に各部会の委員については会長が指名することとなっているため、案を配付させていただく。

(部会委員構成案を配付)

村上会長

- ・阿古委員から希望があったため、阿古委員と岡下委員の所属する部会を交換する。
- ・テーマ1「インターネットによる人権侵害」につきましては阿古委員、太田委員、佐々木委員、須藤委員、野口委員の5名に、また各委員にご承諾いただければ私もこの部会に入らせていただく。
- ・テーマ2「犯罪被害者等の人権」につきましては岡下委員、千原委員、北條委員、松岡委員、松田委員にお願いします。いかがでしょうか。

(各委員から承諾)

村上会長

- ・それではこの委員構成とさせていただきます。
- ・次に部会長について、お引き受けいただける方がおられるなら、お願いしたい。

(各委員から意見なし)

村上会長

- ・それでは、テーマ1については佐々木委員に、テーマ2については北條委員に務めていただきたいと思うがいかがか。

(各委員から賛同)

村上会長

- ・部会の進め方については、事務局から先ほど説明があったように資料6で案を提示いただいているが、具体的な進め方は各部会長にお願いします。
- ・続いて、議題(4)「奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画について」、事務局より説明をお願いします。

西村人権施策課長補佐

- ・資料5により概要説明

村上市長

- ・ただいまの説明について、委員の皆様からご意見・ご質問があればお願いします。
- ・意見がないようなので、最後に議題（５）その他について、何か人権施策全体についてご意見等あればお願いします。

（委員から意見等なし）

- ・それでは事務局にお返しする。

勝井人権施策課長

- ・村上市長、議事進行、誠にありがとうございました。
- ・今後の部会等の進め方については、資料６により進めてまいりたい。
- ・それでは閉会にあたり、舟木文化・教育・くらし創造部長よりご挨拶申し上げます。

舟木文化・教育・くらし創造部長 挨拶

勝井人権施策課長

- ・本日の協議会はこれで終了する。

以上